慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中華人民共和國憲法及び四組織法
Sub Title	Red China's new constitution and four laws on political organization
Author	及川, 恒忠(Oikawa, Tsunetada) 石川, 忠雄(Ishikawa, Tadao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1955
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.3 (1955. 3) ,p.45- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550315-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

中華人民共和國憲法及び四組織法

及川恒忠
石川忠雄

周知のように、一九五四年九月十五日北京に開會された中華人民共和國第一期全國人民代表大會第一次會議は、同月二十日「中華人民共和國憲法」を採擇、公布した。これにつづいて同二十日には、「中華人民共和國全國人民代表大會組織法」が、また翌二十一日には「中華人民共和國國務院組織法」・「中華人民共和國人民法院組織法」・「中華人民共和國人民檢察院組織法」が採擇され、九月二十八日に公布された。中華人民共和國憲法は、社會主義社會建設の目標とその目標を實現するための政治・經濟・社會制度などを規定した、いわば社會主義への過渡期の憲法であり、前記の四組織法は、いずれもこの憲法にもとづく政治組織の內容を規定したものであつて、中華人民共和國の研究に重要な意義を有することはいうまでもない。よつて筆者は、ここに中華人民共和國憲法及び四組織法を飜譯紹介することとした。

A.

中華人民共和國全國人民代表大會公告

中華人民共和國憲法はすでに中華人民共和國第一期全國人民代表大會第一次會議が一九五四年九月二十日に通過した。とくに公布する。

中華人民共和國第一期全國人民代表大會第一次會議主席團

一九五四年九月二十日北京において

中華人民共和國憲法

（一九五四年九月二十日第一期全國人民代表大會第一次會議通過）

目次

前文
第一章　總綱

中華人民共和國憲法及び四組織法

第二章　國家機構
第一節　全國人民代表大會
第二節　中華人民共和國主席
第三節　國務院
第四節　地方各級人民代表大會及び地方各級人民委員會
第五節　民族自治地方の自治機關
第六節　人民法院及び人民檢察院
第三章　公民の基本的權利及び義務
第四章　國旗、國章、首都

前　文

中國人民は、百餘年にわたる英雄的な奮鬪ののち、中國共產黨の指導のもとに、ついに一九四九年帝國主義、封建主義及び官僚資本主義に反對する人民革命の偉大な勝利をかちとり、それによつて長期にわたる被壓迫、被隸屬の歷史を終らせ、人民民主主義の中華人民共和國をうちたてた。中華人民共和國の人民民主主義制度、すなわち新民主主義制度は、わが國が平和な道をとおつて搾取と貧困とを消滅し、繁榮、幸福な社會主義社會を建設しうるよう保證している。

中華人民共和國の成立から社會主義社會の建設をなしとげるまでは一つの過渡期である。國家の過渡期における基本的任務は、國家の社會主義工業化を一歩一歩實現し、農業、手工業及び資本主義工商業に對する社會主義的改造を一歩一歩完成することである。わが國の人民は、過去數年の間に、すでに土地制度の改革、抗米援朝、反革命分子の鎭壓、國民經濟の復興などの大規模な鬪爭を成功裡に行つたが、これは、計劃的に經濟建設を行い、一歩一歩社會主義社會へ移つていくために必要な條件を準備するものであつた。

中華人民共和國第一期全國人民代表大會第一次會議は、一九五四年九月二十日首都北京において、嚴肅に中華人民共和國憲法を採擇した。この憲法は、一九四九年の中國人民政治協商會議共同綱領を基礎としたものであり、また共同綱領の發展である。この憲法は、わが國人民革命の成果と中華人民共和國樹立以來の政治上經濟上のあらたな勝利を鞏固にするとともに、國家の過渡期における根本的要求と廣汎な人民の社會主義社會建設の共通の願望を反映している。

わが國の人民は、中華人民共和國をうちたてる偉大な鬪爭のなかで、すでに中國共產黨を指導者とする各民主階級、各民主黨派、各人民團體の廣汎な人民民主統一戰線を結成した。今後、全國人民を動員し團結して國家の過渡期の基本的任務を完成し且つ內外の敵に反對する鬪爭のなかで、わが國の人民民主統一戰線はひきつづきその作用を發揮するであろう。

わが國の各民族は、すでに團結して一つの自由平等の民族的大家庭をつくつている。各民族間の友愛互助を發揚し、帝國主義に反對し、各民族內部の人民の公敵に反對し、大民族主義と地方民族主義に反對することを基礎として、わが國の民族の團結はひきつづき強化されるであろう。國家は、經濟建設と文化建設の過程において、各民族の必要を考慮し、社會主義的改造の問題において充分に各民族の發展の特徵に注意するであろう。

わが國は、偉大なソヴェト社會主義共和國同盟、各人民民主主義

國家とすでにゆるぎない友誼をうちたてており、わが國の人民と全世界の平和を愛好する人民の友誼も日毎に增進しているが、このような友誼はひきつづき發展し鞏固にされていくであろう。平等、互惠、主權及び領土保全の相互尊重の原則にもとづいていかなる國家とも外交關係をうちたて、またこれを發展させていくわが國の政策はすでに成果をおさめており、今後もひきつづき貫徹されるであろう。國際的諸事項におけるわが國の確固不動の方針は、世界の平和と人類の進歩という崇高な目的のために努力することである。

第一章　總　綱

第一條　中華人民共和國は、勞働者階級が指導し、勞農同盟を基礎とする人民民主主義國家である。

第二條　中華人民共和國の一切の權力は人民に屬する。人民が權力を行使する機關は全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會である。

全國人民代表大會、地方各級人民代表大會及びその他の國家機關は、すべて民主集中制を實行する。

第三條　中華人民共和國は統一された多民族國家である。

各民族はすべて平等である。いかなる民族に對する差別及び壓迫をも禁止し、各民族の團結を破壞する行爲を禁止する。

各民族は、すべて自己の言語文字を使用し發展させる自由をもち、自己の風俗習慣を保持しあるいは改革する自由を有する。

少數民族の集居している地方では地域自治を實行する。各民族の自治地方は、すべて中華人民共和國の分離することのできない一部である。

第四條　中華人民共和國は、國家機關と社會の力にたより、社會主義工業化と社會主義的改造をつうじて、一歩一歩搾取制度を消滅し、社會主義社會を樹立することを保證する。

第五條　中華人民共和國の生產手段の所有制には、現在主要なものとしてつぎの各種がある。國家的所有制すなわち全人民的所有制、協同組合的所有制すなわち勤勞大衆の集團的所有制、單獨經營勤勞者の所有制、資本家的所有制。

第六條　國營經濟は、全人民的所有制の社會主義經濟であつて、國民經濟における指導的な力であり、また國家が社會主義的改造を實現するための物質的基礎である。國家は國營經濟の優先的發展を保證する。

鑛物資源、水流、法律によつて國有と規定された森林、荒地及びその他の資源はすべて全人民の所有に屬する。

第七條　協同組合經濟は、勤勞大衆の集團的所有制の社會主義經濟、または勤勞大衆の部分的な集團的所有制の半社會主義經濟である。勤勞大衆の部分的な集團的所有制は、單獨經營の農民、單獨經營の手工業者及びその他の單獨經營の勤勞者を組織して勤勞大衆の集團的所有制へ向わせる過渡的な形態である。

國家は、協同組合の財產を保護し、協同組合經濟の發展を奬勵し指導し援助するとともに、生產の協同化を發展させることを單獨經營の農業及び單獨經營の手工業を改造するための主要な道とする。

第八條　國家は、法律により農民の土地所有權及びその他の生產手

段の所有權を保護する。

國家は、單獨經營の農民の生產增加を指導し援助するとともに、かれらが自發的意思の原則にもとづいて生產の協同化、販賣購買の協同化及び信用の協同化を組織することを奬勵する。

國家は、富農經濟に對しては、制限及び一步一步消滅の政策をとる。

第九條　國家は、法律により手工業者及びその他の非農業單獨經營勤勞者の生產手段の所有權を保護する。

國家は、單獨經營の手工業者及びその他の非農業單獨經營勤勞者の經營改善を指導し援助するとともに、かれらが自發的意思の原則にもとづいて生產の協同化及び販賣購買の協同化を組織することを奬勵する。

第十條　國家は、法律により資本家の生產手段の所有權及びその他の資本の所有權を保護する。

國家は、資本主義的工商業に對して、利用、制限及び改造の政策をとる。國家は、國家行政機關の管理、國營經濟の指導及び勞働者大衆の監督をつうじて、資本主義的工商業の國家と人民の生活に有利な積極的作用を利用し、國家と人民の生活に不利なその消極的作用を制限し、かれらが各種の異つた形態の國家資本主義經濟に轉化するのを奬勵し指導し、一步一步資本家的所有制を全人民的所有制にかえていく。

國家は、公共の利益に危害を加え社會經濟秩序を攪亂し國家の經濟計劃を破壞する資本家の一切の不法行爲を禁止する。

第十一條　國家は、公民の合法的收入、貯蓄、家屋及び各種の生活手段の所有權を保護する。

第十二條　國家は、法律により公民の私有財產の相續權を保護する。

第十三條　國家は、公共の利益の必要のために、法律に規定する條件によつて、都市農村の土地及びその他の生產手段に對して、收買、徵用または國有に移すことができる。

第十四條　國家は、いかなる人も私有財產を利用して公共の利益を破壞することを禁止する。

第十五條　國家は、經濟計劃によつて國民經濟の發展と改造を指導し、たえず生產力を增大させ、それによつて人民の物質的生活と文化的生活を改善し、國家の獨立と安全を鞏固にする。

第十六條　勞働は、中華人民共和國のすべての勞働能力を有する公民の光榮あることがらである。國家は、公民の勞働における積極性と創造性を奬勵する。

第十七條　すべての國家機關は、人民大衆に依存し、つねに大衆との密接な連繫を保持し、大衆の意見を傾聽し、大衆の監督をうけなければならない。

第十八條　すべての國家機關勤務員は、人民民主主義制度に忠誠をつくし、憲法と法律に服從し、人民のために奉仕することに努力しなければならない。

第十九條　中華人民共和國は、人民民主主義制度を保衞し、一切の反國家的及び反革命的活動を鎭壓し、一切の賣國奴及び反革命分子を懲罰する。

國家は、法律により、一定の期間封建地主及び官僚資本家の政治的權利を剝奪し、同時に生活上の活路をあたえ、勞働をつうじて

かれらを自らの勞働で生活する公民になるように改造する。

第二十條　中華人民共和國の武裝力は人民に屬し、その任務は人民革命及び國家建設の成果をまもり、國家の主權、領土の保全及び安全をまもることである。

第二章　國家機構

第一節　全國人民代表大會

第二十一條　中華人民共和國全國人民代表大會は最高の國家權力機關である。

第二十二條　全國人民代表大會は國家の立法權を行使する唯一の機關である。

第二十三條　全國人民代表大會は、省、自治區、直轄市、軍隊及び華僑が選出した代表によつて構成される。

全國人民代表大會代表の定數及び代表選出の方法は、少數民族代表の定數及び選出方法を含めて、選擧法が規定する。

第二十四條　全國人民代表大會の毎期の任期は四年とする。

全國人民代表大會の任期滿了の二ヵ月前に、全國人民代表大會常務委員會は次期全國人民代表大會代表の選擧を完了しなければならない。選擧を行うことのできない非常事態が生じた場合には、全國人民代表大會は、次期全國人民代表大會が第一次會議を行うときまで任期を延長することができる。

第二十五條　全國人民代表大會會議は、毎年一回行い、全國人民代表大會常務委員會が召集する。全國人民代表大會常務委員會が必要と認めたとき、または五分の一の代表の提議があつたときは、臨時に全國人民代表大會會議を召集することができる。

第二十六條　全國人民代表大會が會議を行うときは、主席團を選擧し、これが會議を主宰する。

第二十七條　全國人民代表大會は次の職權を行使する。

(一)憲法の改正
(二)法律の制定
(三)憲法實施の監督
(四)中華人民共和國主席、副主席の選擧
(五)中華人民共和國主席の指名にもとづく國務院總理の人選の決定、國務院總理の指名にもとづく國務院構成人員の人選の決定
(六)中華人民共和國主席の指名にもとづく國防委員會副主席及び委員の人選の決定
(七)最高人民法院院長の選擧
(八)最高人民檢察院檢察長の選擧
(九)國民經濟計劃の決定
(十)國家の豫算及び決算の審査及び承認
(十一)省、自治區及び直轄市の區劃の認可
(十二)大赦の決定
(十三)戰爭及び平和の問題の決定
(十四)全國人民代表大會が自ら行使すべきであると認めたその他の職權

第二十八條　全國人民代表大會は次の人員を罷免するの權を有する。

(一)中華人民共和國主席、副主席

(二)國務院總理、副總理、各部部長、各委員會主任、秘書長
(三)國防委員會副主席及び委員
(四)最高人民法院院長
(五)最高人民檢察院檢察長

第二十九條　憲法の改正は、全國人民代表大會が全代表の三分の二の多數をもつて議決する。
法律及びその他の議案は、全國人民代表大會が全代表の過半數をもつて議決する。

第三十條　全國人民代表大會常務委員會は全國人民代表大會の常設機關である。
全國人民代表大會常務委員會は全國人民代表大會が選出する次の人員によつて構成される。
委員長
副委員長　若干人
秘書長
委員　若干人

第三十一條　全國人民代表大會常務委員會はつぎの職權を行使する。
(一)全國人民代表大會代表の選擧の主宰
(二)全國人民代表大會會議の召集
(三)法律の解釋
(四)法令の制定
(五)國務院、最高人民法院及び最高人民檢察院の職務執行の監督
(六)憲法、法律及び法令と抵觸する國務院の決議及び命令の取消
(七)省、自治區、直轄市の國家權力機關の不適當な決議の變更または取消
(八)全國人民代表大會閉會期間における國務院副總理、各部部長、各委員會主任、秘書長の個別的任免の決定
(九)最高人民法院副院長、裁判官及び裁判委員會委員の任免
(一〇)最高人民檢察院副檢察長、檢察員及び檢察委員會委員の任免
(一一)駐外全權代表の任免の決定
(一二)外國と締結した條約の批准及び廢棄の決定
(一三)軍人及び外交人員の職級及びその他の專門職の職級の規定
(一四)國家の勳章及び榮譽稱號の授與についての規定及び決定
(一五)特赦の決定
(一六)全國人民代表大會の閉會期間中、國家が武力侵犯をうけまたは侵略の共同防止にかんする國際間の條約を履行しなければならない事態が生じた場合における戰爭狀態の宣言の決定
(一七)全國總動員または局部的動員の決定
(一八)全國または一部地區の戒嚴の決定
(一九)全國人民代表大會が授與したその他の職權

第三十二條　全國人民代表大會常務委員會は、次期全國人民代表大會が新たな常務委員會を選出するまでその職權を行使する。

第三十三條　全國人民代表大會常務委員會は、全國人民代表大會に對して責任を負い且つ職務の執行を報告する。
全國人民代表大會は、全國人民代表大會常務委員會の構成人員を罷免するの權を有する。

第三十四條　全國人民代表大會は、民族委員會、法案委員會、豫算

委員會、代表資格審査委員會及びその他の設置を必要とする委員會を設ける。

民族委員會及び法案委員會は、全國人民代表大會閉會期間中、全國人民代表大會常務委員會の指導をうける。

第三十五條　全國人民代表大會が必要と認めたとき、全國人民代表大會の閉會期間中全國人民代表大會常務委員會が必要と認めたときは、特定の問題に對する調査委員會を組織することができる。調査委員會が調査を行うときは、すべての關係ある國家機關、人民團體及び公民は、みなこれに對して必要な材料を提供する義務を有する。

第三十六條　全國人民代表大會代表は、國務院または國務院の各部各委員會に對して質問を提出するの權を有し、質問をうけた機關は責任をもつて回答しなければならない。

第三十七條　全國人民代表大會代表は、全國人民代表大會の許可を經なければ、全國人民代表大會閉會期間中は全國人民代表大會常務委員會の許可を經なければ、逮捕または裁判されない。

第三十八條　全國人民代表大會代表は、その選擧單位の監督をうける。選擧單位は、法律に規定する手續によつて隨時その單位の選出した代表を更迭するの權を有する。

第二節　中華人民共和國主席

第三十九條　中華人民共和國主席は全國人民代表大會が選擧する。選擧權及び被選擧權を有する年齡滿三十五歲以上の中華人民共和國公民は、中華人民共和國主席に選擧されることができる。中華人民共和國主席の任期は四年とする。

第四十條　中華人民共和國主席は、全國人民代表大會の決定及び全國人民代表大會常務委員會の決定にもとづき、法律及び法令を公布し、國務院總理、副總理、各部部長、各委員會主任、秘書長を任免し、國防委員會副主席、委員を任免し、國家の勳章及び榮譽稱號を授與し、大赦令及び特赦令を發布し、戒嚴令を發布し、戰爭狀態を宣言し、動員令を發布する。

第四十一條　中華人民共和國主席は、外に對して中華人民共和國を代表し、外國使節を接受し、全國人民代表大會常務委員會の決定にもとづき駐外全權代表を派遣及び召還し、外國と締結した條約を批准する。

第四十二條　中華人民共和國主席は全國の武裝力を統率し、國防委員會主席の任につく。

第四十三條　中華人民共和國主席は、必要なときに最高國務會議を召集し、且つ最高國務會議主席の任につく。

最高國務會議には、中華人民共和國副主席、全國人民代表大會常務委員會委員長、國務院總理及びその他の關係人員が參加する。最高國務會議の國家の重大事項に對する意見は、中華人民共和國主席が全國人民代表大會、全國人民代表大會常務委員會、國務院またはその他の關係部門に交付して、討議させ且つ決定させる。

第四十四條　中華人民共和國副主席は、主席の職務執行を補佐する。副主席は、主席の委託をうけて主席の職權の一部を代行することができる。

中華人民共和國副主席の選擧及び任期には、憲法第三十九條の中華人民共和國主席の選擧及び任期に關する規定を適用する。

第四十五條　中華人民共和國主席、副主席は、次期全國人民代表大會が選出した次期主席、副主席が就任するまで、その職權を行使する。

第四十六條　中華人民共和國主席が健康狀態のため長期間職務を執行することができないときは、副主席が主席の職權を代行する。中華人民共和國主席が缺位のときは、副主席が主席の職位を繼承する。

第三節　國務院

第四十七條　中華人民共和國國務院すなわち中央人民政府は、最高國家權力機關の執行機關であり、最高の國家行政機關である。

第四十八條　國務院は次の人員によつて構成される。

總理
副總理　若干人
各部部長
各委員會主任
秘書長

國務院の組織は法律によつて規定する。

第四十九條　國務院は次の職權を行使する。

(一)憲法、法律及び法令にもとづく行政措置の規定、決議及び命令の發布、並にこれら決議及び命令の實施狀況の審査
(二)全國人民代表大會または全國人民代表大會常務委員會に對する議案の提出
(三)各部及び各委員會の職務執行の統一的指導
(四)全國の地方各級國家行政機關の職務執行の統一的指導
(五)各部部長、各委員會主任の不適當な命令及び指示の變更または取消
(六)地方各級國家行政機關の不適當な決議及び命令の變更または取消
(七)國民經濟計劃及び國家豫算の執行
(八)對外貿易及び國內商業の管理
(九)文化、教育及び衛生活動の管理
(十)民族事務の管理
(十一)華僑事務の管理
(十二)國家の利益の保護、公共秩序の維持擁護、公民の權利の保障
(十三)對外事務の管理
(十四)武裝力の建設の指導
(十五)自治州、縣、自治縣、市の區劃の認可
(十六)法律の規定による行政人員の任免
(十七)全國人民代表大會及び全國人民代表大會常務委員會が授與したその他の職權

第五十條　總理は、國務院の職務の執行を指導し、國務院會議を主宰する。

副總理は總理の職務執行を補佐する。

第五十一條　各部部長及び各委員會主任は、その部門の職務の執行を管理する責任を負う。各部部長及び各委員會主任は、その部門の權限內で、法律、法令及び國務院の決議、命令にもとづき、命令及び指示を發布することができる。

第五十二條　國務院は、全國人民代表大會に對して責任を負い、且

つ職務の執行を報告する。全國人民代表大會閉會期間中は全國人民代表大會常務委員會に對して責任を負い、且つ職務の執行を報告する。

第四節　地方各級人民代表大會及び地方各級人民委員會

第五十三條　中華人民共和國の行政區域は次のように區分する。

㈠全國を省、自治區、直轄市に分ける。

㈡省、自治區を自治州、縣、自治縣、市に分ける。

㈢縣、自治縣を鄉、民族鄉、鎮に分ける。

直轄市及び比較的大きな市を區に分ける。自治州を縣、自治縣、市に分ける。

自治區、自治州、自治縣はすべて民族自治地方である。

第五十四條　省、直轄市、縣、市、市轄區、鄉、民族鄉、鎮には、人民代表大會及び人民委員會を設ける。

自治區、自治州、自治縣には自治機關を設ける。自治機關の組織及び活動は、憲法第二章第五節に規定する。

第五十五條　地方各級人民代表大會は、すべて地方國家權力機關である。

第五十六條　省、直轄市、縣、區を設けている市の人民代表大會代表は、一級下の人民代表大會が選擧する。區を設けていない市、市轄區、鄉、民族鄉、鎮の人民代表大會代表は、選擧民が直接選擧する。

地方各級人民代表大會代表の定數及び代表の選出方法は、選擧法が規定する。

第五十七條　省人民代表大會の毎期の任期は四年とする。直轄市、縣、市、市轄區、鄉、民族鄉、鎮の人民代表大會の毎期の任期は二年とする。

第五十八條　地方各級人民代表大會は、その行政區域内で、法律、法令の遵守と執行を保證し、地方の經濟建設、文化建設及び公共事業を企劃し、地方の豫算及び決算を審査承認し、公共財産を保護し、公共の秩序を維持擁護し、公民の權利を保障し、少數民族の平等の權利を保障する。

第五十九條　地方各級人民代表大會は、その級の人民委員會の構成人員を選擧し、且つ罷免するの權を有する。

縣級以上の人民代表大會は、その級の人民法院院長を選擧し、且つ罷免するの權を有する。

第六十條　地方各級人民代表大會は、法律に規定する權限により決議を通過し且つ發布する。

民族鄉の人民代表大會は、法律に規定する權限により民族の特徴に適合した具體的措置をとることができる。

地方各級人民代表大會は、その級の人民委員會の不適當な決議及び命令を變更または取消すの權を有する。

縣級以上の人民代表大會は、一級下の人民代表大會の不適當な決議及び一級下の人民委員會の不適當な決議及び命令を變更または取消すの權を有する。

第六十一條　省、直轄市、縣、區を設けている市の人民代表大會代表は、その選擧單位の監督をうける。區を設けていない市、市轄區、鄉、民族鄉、鎮の人民代表大會代表は、選擧民の監督をうけ

る。地方各級人民代表大會代表の選擧單位及び選擧民は、法律に規定する手續により隨時自己の選出した代表を更迭するの權を有する。

第六十二條　地方各級人民委員會すなわち地方各級人民政府は、地方各級人民代表大會の執行機關であり、地方各級國家行政機關である。

第六十三條　地方各級人民委員會は、それぞれ、省長、市長、縣長、區長、鄉長、鎭長各一人、副省長、副市長、副縣長、副區長、副鄉長、副鎭長各若干人及び委員各若干人によつて構成される。

地方各級人民委員會の每期の任期は、その級の人民代表大會の每期の任期と同一である。

地方各級人民委員會の組織は法律によつて規定する。

第六十四條　地方各級人民委員會は、法律に規定する權限によりその行政區域の行政活動を管理する。

地方各級人民委員會は、その級の人民代表大會の決議及び上級國家行政機關の決議と命令を執行する。

地方各級人民委員會は、法律に規定する權限により決議及び命令を發布する。

第六十五條　縣級以上の人民委員會は、所屬各工作部門及び下級人民委員會の活動を指導し、法律の規定により國家機關勤務員を任免する。

縣級以上の人民委員會は、一級下の人民代表大會の不適當な決議の執行を停止するの權を有し、所屬各工作部門の不適當な命令と指示及び下級人民委員會の不適當な決議と命令を變更しまたは取消すの權を有する。

第六十六條　地方各級人民委員會は、すべてその級の人民代表大會及び一級上の國家行政機關に對して責任を負い、且つ職務の執行を報告する。

全國の地方各級人民委員會は、すべて國務院の統一的指導の下にある國家行政機關であり、すべて國務院に服從する。

第五節　民族自治地方の自治機關

第六十七條　自治區、自治州、自治縣の自治機關の組織は、憲法第二章第四節に規定する地方國家機關の組織に關する基本原則にもとづかなければならない。自治機關の形式は、區域自治を行つている民族の大多數の人民の願望によつて規定することができる。

第六十八條　いくつかの民族の雜居している自治區、自治州、自治縣の自治機關には、各關係民族はすべて適當數の代表をもたなければならない。

第六十九條　自治區、自治州、自治縣の自治機關は、憲法第二章第四節に規定する地方國家機關の職權を行使する。

第七十條　自治區、自治州、自治縣の自治機關は、憲法及び法律に規定する權限により自治權を行使する。

自治區、自治州、自治縣の自治機關は、法律に規定する權限によりその地方の財政を管理する。

自治區、自治州、自治縣の自治機關は、國家の軍事制度によりその地方の公安部隊を組織する。

自治區、自治州、自治縣の自治機關は、その地方の民族の政治、

經濟及び文化の特徴にしたがつて、自治條例及び單行條例を制定し、全國人民代表大會常務委員會に認可を上申することができる。

第七十一條　自治區、自治州、自治縣の自治機關は、職務を執行するとき、その地方の民族に通用する一種または數種の言語文字を使用する。

第七十二條　各上級國家機關は、各自治區、自治州、自治縣の自治機關が自治權を行使するのを十分に保障し、且つ各少數民族が政治、經濟及び文化の建設事業を發展させるのを援助しなければならない。

第六節　人民法院及び人民檢察院

第七十三條　中華人民共和國最高人民法院、地方各級人民法院及び專門人民法院は裁判權を行使する。

第七十四條　最高人民法院院長及び地方各級人民法院院長の任期は四年とする。

人民法院の組織は法律によつて規定する。

第七十五條　人民法院が事件を裁判するにあたつては、法律により人民陪審員制度を實行する。

第七十六條　人民法院が事件を裁判するにあたつては、法律に規定する特別の場合を除き、すべて公開して行う。被告人は辯護をうける權利を有する。

第七十七條　各民族の公民は、すべてその民族の言語文字を用いて訴訟を行う權利を有する。人民法院は、その地で通用している言語文字を理解しない當事者に對して、かれらのために飜譯しなければならない。

少數民族が集居しているかまたはいくつかの民族が雜居している地區では、人民法院は、その地で通用している言語を用いて審理訊問を行い、その地で通用している文字を用いて判決書、告示及びその他の文書を公表しなければならない。

第七十八條　人民法院は、獨立して裁判を行い、法律にだけ服從する。

第七十九條　最高人民法院は最高裁判機關である。

最高人民法院は、地方各級人民法院及び專門人民法院の裁判上の職務執行を監督し、上級人民法院は下級人民法院の裁判上の職務執行を監督する。

第八十條　最高人民法院は、全國人民代表大會に對して責任を負い、且つ職務の執行を報告する。全國人民代表大會閉會期間中は、全國人民代表大會常務委員會に對して責任を負い、且つ職務の執行を報告する。地方各級人民法院は、その級の人民代表大會に對して責任を負い、且つ職務の執行を報告する。

第八十一條　中華人民共和國最高人民檢察院は、國務院所屬の各部門、地方各級國家機關、國家機關勤務員及び公民が法律を遵守しているか否かについて檢察權を行使する。地方各級人民檢察院及び專門人民檢察院は、法律に規定する範圍により檢察權を行使する。

地方各級人民檢察院及び專門人民檢察院は、上級人民檢察院の指導のもとに、且つすべて最高人民檢察院の統一的指導のもとに、職務を執行する。

第八十二條　最高人民檢察院檢察長の任期は四年とする。

人民檢察院の組織は法律によつて規定する。

第八十三條　地方各級人民檢察院は、獨立して職權を行使し、地方國家機關の干渉を受けない。

第八十四條　最高人民檢察院は、全國人民代表大會に對して責任を負い、且つ職務の執行を報告する。全國人民代表大會閉會期間中は、全國人民代表大會常務委員會に對して責任を負い、且つ職務の執行を報告する。

第三章　公民の基本的權利及び義務

第八十五條　中華人民共和國公民は、法律上すべて平等である。

第八十六條　中華人民共和國の年齡滿十八歲以上の公民は、民族、種族、性別、職業、社會的出身、宗教信仰、教育程度、財產狀況、居住期間の區別なく、すべて選擧權及び被選擧權を有する。ただし精神病者及び法律により選擧權及び被選擧權を剝奪されているものは除外する。

女子は男子と平等の選擧權及び被選擧權を有する。

第八十七條　中華人民共和國公民は、言論、出版、集會、結社、街頭行進、示威運動の自由を有する。國家は、必要な物質上の便宜をあたえて、公民がこれらの自由を享受することを保證する。

第八十八條　中華人民共和國公民は、宗教信仰の自由を有する。

第八十九條　中華人民共和國公民の人身の自由は犯されない。いかなる公民も、人民法院の決定または人民檢察院の許可を經なければ逮捕されない。

第九十條　中華人民共和國公民の住宅は侵犯されず、通信の秘密は法律の保護をうける。中華人民共和國公民は、居住及び移轉の自由を有する。

第九十一條　中華人民共和國公民は、勞働の權利を有する。國家は、國民經濟の計劃的發展をつうじて、次第に勞働の就業を擴大し、勞働條件及び賃銀待遇を改善して、公民がこのような權利を享受することを保證する。

第九十二條　中華人民共和國の勞働者は、休息の權利を有する。國家は、勞働者及び職員の勞働時間と休暇制度を規定し、次第に勤勞者の休息と休養の物質的條件を擴充して、勤勞者がこのような權利を享受することを保證する。

第九十三條　中華人民共和國の勤勞者は、老齡となり、病氣にかかりまたは勞働能力をうしなつた場合には、物質的援助をうける權利を有する。國家は、社會保險、社會的救濟及び大衆衞生事業を興し、且つ次第にこれらの施設を擴大して、勞働者がこのような權利を享受することを保證する。

第九十四條　中華人民共和國公民は、教育を受ける權利を有する。國家は、各種の學校及びその他の文化教育機關を設け、且つ次第に擴大して、公民がこのような權利を享受することを保證する。國家は、とくに青年の體力及び智力の發展に配慮する。

第九十五條　中華人民共和國は、公民が科學研究、文學藝術上の創作及びその他の文化活動を行うの自由を保障する。國家は、科學、教育、文學、藝術及びその他の文化事業に從事する公民の創造的活動に對して奬勵し援助する。

第九十六條　中華人民共和國の女子は、政治、經濟、文化、社會及び家庭の生活の各方面で、男子と平等の權利を享有する。婚姻、家庭、母親及び兒童は國家の保護をうける。

第九十七條　中華人民共和國公民は、違法、職務怠慢のいかなる國家機關勤務員に對しても、各級國家機關に書面または口頭による告發を行う權利を有する。國家機關勤務員によつて公民の權利を犯され損害をうけたものは、賠償を取得する權利を有する。

第九十八條　中華人民共和國は、國外華僑の正當な權利及び利益を保護する。

第九十九條　中華人民共和國は、正義の事業を擁護し、平和運動に參加し、科學活動を行つたために迫害をうけたいかなる外國人に對しても、居留の權利をあたえる。

第百條　中華人民共和國公民は、憲法及び法律を遵守し、勞働紀律を遵守し、公共の秩序を遵守し、社會公德を尊重しなければならない。

第百一條　中華人民共和國の公共財產は、神聖であつて犯すことはできない。公共財產を愛護し保衛することは、各公民の義務である。

第百二條　中華人民共和國公民は、法律により納稅の義務を有する。

第百三條　祖國を保衛することは、中華人民共和國の各公民の神聖な職責である。

法律により兵役に服することは、中華人民共和國公民の光榮ある義務である。

第四章　國旗、國章、首都

第百四條　中華人民共和國の國旗は、五星紅旗とする。

第百五條　中華人民共和國の國章は、中央が五星にてらされている天安門で、周圍を穀物の穗と齒車とする。

第百六條　中華人民共和國の首都は北京とする。

B

中華人民共和國全國人民代表大會公告

中華人民共和國全國人民代表大會組織法は、すでに中華人民共和國第一期全國人民代表大會第一次會議が一九五四年九月二十日に通過した。ここに公布する。

中華人民共和國第一期全國人民代表大會第一次會議主席團

一九五四年九月二十八日北京において

中華人民共和國全國人民代表大會組織法

（一九五四年九月二十日第一期全國人民代表大會第一次會議通過）

第一章　全國人民代表大會會議

第一條　全國人民代表大會會議は、中華人民共和國憲法第二十五條の規定により召集する。

毎期全國人民代表大會第一次會議は、その期の全國人民代表大會

代表の選擧が完了してから二ヵ月以内に、前期の全國人民代表大會常務委員會が召集する。

第二條 毎期の全國人民代表大會代表は、はじめて全國人民代表大會會議に出席したときに、全國人民代表大會に對して代表當選證書を提出し、代表資格審査委員會が審査を行う。

全國人民代表大會は、代表資格審査委員會の提出した報告にもとづき、代表の資格を確認しまたは個々の代表の當選無效を宣言する。

第三條 全國人民代表大會代表は、代表を選出した選擧單位にしたがつてそれぞれ代表小組を組織する。

各代表小組は、全國人民代表大會が毎次會議を行う前に、全國人民代表大會常務委員會提出の會議に關する準備事項について意見を交換し、會議擧行期間中は全國人民代表大會または全國人民代表大會主席團の提出した事項につき小組の討論を行う。

第四條 全國人民代表大會は、毎次會議を開始するときに、該次會議の主席團と秘書長を選擧し、該次會議の議事日程を採擇する。

第五條 主席團は全國人民代表大會會議を主宰する。主席團は、若干人を互選して會議の執行主席を輪番で擔當させる。

主席團は、常務主席若干人を互選して主席團會議を召集並に主宰させる。

第六條 全國人民代表大會會議は秘書處を設け、秘書長の指導のもとに職務を執行させる。

全國人民代表大會會議は副秘書長若干人を設ける。副秘書長の人選は主席團が決定する。

第七條 國務院の責任者及び各部、各委員會の責任者、國防委員會の責任者、最高人民法院の責任者、最高人民檢察院の責任者は、全國人民代表大會代表でないときは、主席團の決定を經て全國人民代表大會會議に列席することができる。

第八條 中華人民共和國主席、副主席、全國人民代表大會の代表、主席團、常務委員會及び各委員會、國務院は、すべて全國人民代表大會に對して議案を提出することができる。

第九條 中華人民共和國主席、副主席の人選は、全國人民代表大會代表が連合して推薦しまたは單獨で推薦する。

第十條 國務院總理及びその他の國務院の構成人員の人選、國防委員會副主席及び委員の人選は、中華人民共和國憲法第二十七條の規定によつて推薦する。

全國人民代表大會常務委員會構成人員の人選、最高人民法院院長の人選及び最高人民檢察院檢察長の人選は、全國人民代表大會代表が連合して推薦しまたは單獨で推薦する。

第十一條 全國人民代表大會に提出する議案は、主席團か全國人民代表大會會議に討論を申請し、あるいは關係ある委員會の單獨審査または連合審査に交付した後に全國人民代表大會會議に討論を申請する。

第十二條 全國人民代表大會會議の憲法改正案、法律案及びその他の議案の採擇については、中華人民共和國憲法第二十九條の規定による。

第十三條 全國人民代表大會會議は、選擧を行い及び議案を採擇するにあたつては、無記名投票の方式または擧手表決の方式を採用

する。

第十四條　全國人民代表大會が會議を行うときには、少數民族代表のために必要な飜譯を準備しなければならない。

第十五條　全國人民代表大會會議は公開して行う。必要なときは全國人民代表大會が秘密會議を行うことを決議することができる。

第二章　全國人民代表大會常務委員會

第十六條　全國人民代表大會常務委員會は中華人民共和國憲法第三十一條に規定する職權を行使する。

第十七條　全國人民代表大會常務委員會委員長、副委員長、秘書長及び委員は、毎期全國人民代表大會が第一次會議で選出する。

常務委員會委員長が健康狀態により長期間職務を執行することができないかまたは缺位のときは、常務委員會が副委員長の中から一人を推選し、委員長が健康を恢復しまたは全國人民代表大會が新な委員長を選出するまで委員長の職務を代理させる。

第十八條　常務委員會委員長は、常務委員會會議及び常務委員會の職務の執行を主宰する。

第十九條　常務委員會は總務廳を設け、秘書長の指導のもとに職務を執行させる。

常務委員會は副秘書長若干人を設け、委員長が常務委員會に任命を申請する。

第二十條　常務委員會會議は委員長が召集し、毎月二回とし、必要なときには增加または減少することができる。

第二十一條　中華人民共和國主席、副主席、全國人民代表大會常務委員會委員長、副委員長及び委員、民族委員會及び法案委員會、國務院は、すべて常務委員會に議案を提出することができる。

國務院副總理、各部部長、各委員會主任、秘書長を個別的に決定する任免案及び駐外全權代表を決定する任免案は、國務院總理が常務委員會に提出する。

最高人民法院副院長、廷長、副廷長、裁判員及び裁判委員會委員の任免案、最高人民檢察院副檢察長、檢察員及び檢察委員會委員の任免案は、常務委員會委員長が常務委員會に提出する。

第二十二條　常務委員會に提出する議案は、委員長が常務委員會會議に討論を申請し、あるいは關係ある委員會の單獨審査または連合審査に交付した後に常務委員會會議に討論を申請する。

第二十三條　常務委員會の決議は常務委員會が全委員の過半數をもつて採擇する。

第二十四條　常務委員會は、全國人民代表大會が毎次會議を行うときに、全國人民代表大會に職務執行にかんする報告を提出しなければならない。

第三章　全國人民代表大會各委員會

第二十五條　全國人民代表大會は、民族委員會、法案委員會、豫算委員會、代表資格審査委員會及びその他の設置を必要とする委員會を設ける。各委員會は全國人民代表大會の職務の執行を援助する。全國人民代表大會の閉會期間中は、民族委員會及び法案委員會は全國人民代表大會常務委員會の職務の執行を援助する。

各委員會はすべて主任委員一人、副主任委員若干人及び委員若干

人によつて構成される。

主任委員及び委員の人選は、全國人民代表大會會議主席團が代表の中から推薦し、全國人民代表大會會議が通過する。副主任委員は委員が互選する。

主任委員は委員會會議及び委員會の職務の執行を主宰する。

第二十六條　民族委員會の職務は次のごとくである。

㈠全國人民代表大會または全國人民代表大會常務委員會が交付した民族事務に關する議案、及びその他の議案で民族事務に關係ある部分を審査すること。

㈡自治區、自治州、自治縣が全國人民代表大會常務委員會に認可を上申した自治條例及び單行條例を審査すること。

㈢全國人民代表大會または全國人民代表大會常務委員會に民族事務に關する議案及び意見を提出すること。

㈣民族事務に關する問題を研究すること。

第二十七條　法案委員會の職務は次のごとくである。

㈠全國人民代表大會の交付した法律案、及びその他の法律問題に關する議案を審査し、全國人民代表大會常務委員會の交付した法令案及びその他の法律、法令問題に關する議案を審査すること。

㈡全國人民代表大會あるいは全國人民代表大會常務委員會の決定にもとづき法律及び法令の草案を作成すること。

㈢全國人民代表大會あるいは全國人民代表大會常務委員會に法律、法令問題に關する議案及び意見を提出すること。

第二十八條　豫算委員會は全國人民代表大會の交付した豫算、決算案及びその他の豫算と關係ある議案を審査する。

第二十九條　代表資格審査委員會は、毎期全國人民代表大會第一次會議擧行のときに、代表當選證書及びその他の關係材料にもとづいて全國人民代表大會代表の資格を審査する。

代表資格審査委員會は補選された代表の資格に對しても同樣の審査を行う。

第三十條　全國人民代表大會及び全國人民代表大會常務委員會は、中華人民共和國憲法第三十五條の規定により特定の問題に對する調査委員會を組織することができる。調査委員會の組織と活動は全國人民代表大會あるいは全國人民代表大會常務委員會がそのつど決定する。

第四章　全國人民代表大會代表

第三十一條　全國人民代表大會の毎期代表の任期は、その期の全國人民代表大會か第一次會議を行うときから開始され、次期全國人民代表大會か第一次會議を行うときに終了する。

第三十二條　全國人民代表大會代表は、人民民主主義制度に忠誠をつくし、憲法及び法律を遵守し、人民に奉仕するように努力し、且つ自己の參加する生産、工作及び社會活動のなかにあつて主動的に憲法、法律及び國家政策の實施を援助しなければならない。

第三十三條　全國人民代表大會代表は、その選擧單位の人民代表大會會議に列席することができる。

第三十四條　全國人民代表大會代表が國務院または國務院各部、各委員會に提出した質問は、全國人民代表大會會議主席團または全

國人民代表大會常務委員會を經て質問をうけた機關に交付される。質問をうけた機關は、全國人民代表大會または全國人民代表大會常務委員會に責任をもつて回答しなければならない。

第三十五條　全國人民代表大會代表が全國人民代表大會會議に出席し且つ代表に屬するその他の職務を執行するときには、國家は必要にもとづいて適當な手當及び物質上の便利を給與する。

第三十六條　全國人民代表大會代表は、全國人民代表大會の許可を經なければ、また全國人民代表大會閉會期間中は全國人民代表大會常務委員會の許可を經なければ、逮捕または裁判されない。代表が現行犯のため拘留されたときは、拘留を執行した機關はただちに全國人民代表大會または全國人民代表大會常務委員會に許可を上申しなければならない。

第三十七條　全國人民代表大會代表はその選擧單位の監督をうける。各選擧單位はその單位の選出した代表を隨時更迭するの權を有する。代表の更迭は、その選擧單位が全代表の過半數をもつて議決しなければならない。

第三十八條　全國人民代表大會代表が事故により代表の職務を擔任することができないときは、その選擧單位が補選する。補選された代表の任期は、その期の全國人民代表大會代表の任期滿了のときに終了する。

C

中華人民共和國主席令

中華人民共和國國務院組織法は、すでに中華人民共和國第一期全國人民代表大會第一次會議が一九五四年九月二十一日に通過した。ここに公布する。

中華人民共和國主席　毛　澤　東

一九五四年九月二十八日

中華人民共和國國務院組織法

（一九五四年九月二十一日第一期全國人民代表大會第一次會議通過）

第一條　中華人民共和國國務院組織法は、中華人民共和國憲法第四十八條第二項にもとづいて制定する。

第二條　國務院は次の各部及び各委員會を設ける。

內務部　外交部　國防部　公安部　司法部　監察部　國家計劃委員會　國家建設委員會　財政部　糧食部　商業部　對外貿易部　重工業部　第一機械工業部　第二機械工業部　燃料工業部　地質部　建築工程部　紡織工業部　輕工業部　地方工業部　鐵道部　交通部　郵電部　農業部　林業部　水利部　勞働部　文化部　高等教育部　教育部　衞生部　體育運動委員會　民族事務委員會　華僑事務委員會

國務院各部及び各委員會の增加、減少または合併は、總理が提出し全國人民代表大會が決定する。全國人民代表大會閉會期間中は全國人民代表大會常務委員會が決定する。

第三條　各部は部長一人及び副部長若干人を設け、且つ必要に應じて部長補佐若干人を設けることができる。

各委員會は主任一人、副主任及び委員各若干人を設ける。

第四條　國務院會議は國務院全體會議及び國務院常務會議に分れる。

國務院全體會議は、總理、副總理、各部部長、各委員會主任、秘書長によつて構成され、毎月一回行い、必要なときには總理が臨時に召集する。

國務院常務會議は總理、副總理、秘書長によつて構成される。

第五條　國務院の發布する決議及び命令は、國務院全體會議または國務院常務會議を通過しなければならない。

第六條　國務院は、必要によつて若干の直屬機構を設け、各項の專門業務を主管させることができる。これらの機構の設立、合併または廢止は、總理が全國人民代表大會常務委員會に認可を申請する。

第七條　國務院は必要によつて若干の總務機構を設け、總理を援助してそれぞれ國務院所屬の各部門の職務の執行を掌管させることができる。

第八條　國務院は秘書廳を設け秘書長が指導する。

國務院は副秘書長若干人を設け、秘書長の職務の執行を援助させる。

第九條　國務院は次の行政人員を任免する。

㈠國務院副秘書長、各部副部長及び部長補佐、各委員會副主任及び委員、各部門の司長、副司長、局長、副局長

㈡各省、各直轄市人民委員會の廳長、副廳長、局長、副局長

㈢各專員公署の專員

㈣各自治區の上記第二第三兩號の職位に相當するもの

㈤駐外大公使館の書記官及び駐外總領事

㈥高等の學校の校長、副校長、院長、副院長

㈦その他の上記各號の職位に相當するもの

D

中華人民共和國主席令

中華人民共和國人民法院組織法は、すでに中華人民共和國第一期全國人民代表大會第一次會議が一九五四年九月二十一日に通過した。ここに公布する。

中華人民共和國主席　毛　澤　東

一九五四年九月二十八日

中華人民共和國人民法院組織法

（一九五四年九月二十一日第一期全國人民代表大會第一次會議通過）

第一章　總　則

第一條　中華人民共和國の裁判權は次の人民法院が行使する。

㈠地方各級人民法院

㈡專門人民法院

㈢最高人民法院

地方各級人民法院は基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院に分れる。

第二條　高級人民法院及び專門人民法院の設置は、司法部が國務院

に認可を上申する。中級人民法院及び基層人民法院の設置は、省、自治區、直轄市の司法行政機關が省、直轄市の人民委員會または自治區の自治機關に認可を上申する。

第三條 人民法院の任務は、刑事事件及び民事事件を裁判し、且つ裁判活動を通してすべての犯罪分子を懲罰し、民事紛爭を解決し、もつて人民民主主義制度を保衞し、公共の秩序を維護し、公共の財産を保護し、公民の權利と合法利益を保護し、國家の社會主義建設と社會主義改造事業の順調な發展を保障することである。人民法院は、その全活動によつて、祖國に忠誠をつくし自覺的に法律を遵守するように公民に教育する。

第四條 人民法院は獨立して裁判を行い、法律にだけ服從する。

第五條 人民法院の事件の裁判は、すべての公民に對して、民族、種族、性別、職業、社會的出身、宗教信仰、教育程度、財産狀況、居住期間の區別なく、法律の適用においては一律平等である。

第六條 各民族の公民は、すべてその民族の言語文字を用いて訴訟を行う權利を有する。人民法院は、その地で通用している言語文字を理解しない當事者に對しては、かれらのために飜譯をしなければならない。少數民族が集居しているかまたはいくつかの民族が雜居している地區では、人民法院はその地で通用している言語を用いて審理訊問を行い、その地で通用している文字を用いて判決書、告示及びその他の文書を公表しなければならない。

第七條 人民法院の事件の審理は、法律に規定する特別な場合を除き、すべて公開して行う。被告人は辯護をうける權利を有する。被告人は、自ら辯護權を行使するほか、辯護人にかれのために辯護することを委託することができる。人民團體が紹介しまたは人民法院の許可を經た公民は、被告人のために辯護することができ、被告人の親屬、後見人も被告人のために辯護することができる。人民法院は、必要と認めたときは、辯護人を指定して被告人のために辯護させることができる。

第八條 人民法院は、第一審事件の裁判には、人民陪審員制度を實行する。ただし簡單な民事事件、輕微な刑事事件及び法律に別に規定のある事件は除外する。

第九條 人民法院は、事件の裁判には合議制を實行する。人民法院の第一審事件の裁判は、裁判員及び人民陪審員が合議法廷を組織して行う。ただし簡單な民事事件、輕微な刑事事件及び法律に別に規定のある事件は除外する。人民法院の上訴及び抗訴の事件の裁判は、裁判員が合議法廷を組織して行う。合議法廷は院長または廷長が裁判員一人を指定して裁判長を擔任させる。院長または廷長が事件の裁判に參加するときは、自ら裁判長を擔任する。

第十條 各級人民法院は裁判委員會を設ける。裁判委員會の任務は、裁判の經驗を總括し、重大なまたは疑義のある事件及びその他の裁判活動に關係ある問題を討論することである。地方各級人民法院裁判委員會委員は、院長がその級の人民委員會に任免を申請する。最高人民法院裁判委員會委員は、最高人民法院院長が全國人民代表大會常務委員會に任免を申請する。各級人民法院裁判委員會會議は、院長が主宰し、その級の人民檢

察院檢察長は列席するの權を有する。

第十一條　人民法院は、事件の裁判には二審終審制を實行する。地方各級人民法院の第一審事件の判決及び裁定について、當事者は法律に規定する手續にしたがつて一級上の人民法院に上訴することができ、人民檢察院も法律に規定する手續にしたがつて一級上の人民法院に抗訴することができる。地方各級人民法院の第一審事件の判決及び裁定は、上訴期間中に當事者が上訴せず人民檢察院も抗訴しないときは、法律的效力を發生する判決及び裁定となる。中級人民法院、高級人民法院及び最高人民法院の裁判した第二審事件の判決及び裁定と最高人民法院の裁判した第一審事件の判決及び裁定とは、すべて終審の判決及び裁定であり、また法律的效力を發生する判決及び裁定である。中級人民法院及び高級人民法院の死刑の終審判決及び裁定は、當事者が不服のときは一級上の人民法院に再審査を申請することができる。基層人民法院の死刑の判決及び中級人民法院の死刑の判決及び裁定は、當事者が上訴をおこなわず再審査を申請しないときは、高級人民法院に審査許可を上申した後に執行しなければならない。

第十二條　各級人民法院院長は、その院のすでに法律的效力を發生した判決及び裁定に對して、事實の認定上または法律の適用上確實に誤りあることを發見したときは、裁判委員會に提出して處理させなければならない。最高人民法院は各級人民法院のすでに法律的效力を發生した判決及び裁定に對して、また上級人民法院は下級人民法院のすでに法律的效力を發生した判決及び裁定について、確實に誤りあることを發見したときは、裁判を行いあるいは下級人民法院に再審を指令するの權を有する。最高人民檢察院は、各級人民法院のすでに法律的效力を發生した判決及び裁定に對して、また上級人民檢察院は下級人民法院のすでに法律的效力を發生した判決及び裁定に對して、確實に誤りあることを發見したときは、裁判監督手續にしたがつて抗訴を提出するの權を有する。

第十三條　當事者は、裁判人員がその事件について利害關係またはその他の關係があり公平に裁判することができないと認めたときは、裁判人員の忌避を請求するの權を有する。裁判人員が忌避されるべきか否かはその院の院長が裁定する。

第十四條　最高人民法院は全國人民代表大會に對して責任を負い且つ職務の執行を報告する。全國人民代表大會閉會期間中は、全國人民代表大會常務委員會に對して責任を負い且つ職務の執行を報告する。地方各級人民法院は、その級の人民代表大會に對して責任を負い且つ職務の執行を報告する。下級人民法院の裁判活動は上級人民法院の監督をうける。各級人民法院の司法行政活動は司法行政機關が管理する。

第二章　人民法院の組織と職權

第一節　基層人民法院

第十五條　基層人民法院は次のものを包括する。

㈠縣人民法院及び市人民法院
㈡自治縣人民法院
㈢市轄區人民法院

第十六條　基層人民法院は、院長一人、副院長一人または二人及び裁判員若干人によつて構成される。

基層人民法院は刑事裁判法廷と民事裁判法廷とを設けることができる。法廷には廷長を設け、必要なときには副廷長を設けることができる。

第十七條　基層人民法院は、地區、人口及び事件の情況にもとづき若干の人民法廷を設けることができる。人民法廷は基層人民法院の構成部分であり、その判決及び裁定は基層人民法院の判決及び裁定である。

第十八條　基層人民法院は、刑事及び民事の第一審事件を裁判する。ただし法律、法令に別に規定ある事件は除外する。

基層人民法院は、それが受理した刑事及び民事事件に對して、事件の內容が重大で上級人民法院が裁判すべきであると認めたときは、上級人民法院に裁判を移管するよう請求することができる。

第十九條　基層人民法院は、事件の裁判以外になお次の事項を處理する。

㈠開廷して裁判する必要のない民事紛爭及び輕微な刑事事件の處理
㈡人民調停委員會の活動の指導
㈢上級司法行政機關の授與した職權の範圍內における司法行政活動の管理

第二節　中級人民法院

第二十條　中級人民法院は次のものを包括する。

㈠省、自治區內に地區ごとに設けられた中級人民法院
㈡直轄市內に設けられた中級人民法院
㈢比較的大きな市の中級人民法院
㈣自治州の中級人民法院

第二十一條　中級人民法院は、院長一人、副院長一人または二人、廷長若干人、副廷長若干人及び裁判員若干人によつて構成される。

中級人民法院は、刑事裁判法廷及び民事裁判法廷を設け、必要なときにはその他の裁判法廷を設けることができる。

第二十二條　中級人民法院は次の事件を裁判する。

㈠法律、法令にそれが管轄すると規定した第一審事件
㈡基層人民法院か裁判を移管してきた第一審事件
㈢基層人民法院の判決及び裁定に對する上訴事件及び抗訴事件
㈣人民檢察院が裁判監督手續にしたがつて提出した抗訴事件

中級人民法院は、それが受理した刑事及び民事事件に對して、事件の內容が重大で上級人民法院が裁判すべきであると認めたときは、上級人民法院に裁判を移管するよう請求することができる。

第三節　高級人民法院

第二十三條　高級人民法院は次のものを包括する。

㈠省高級人民法院
㈡自治區高級人民法院
㈢直轄市高級人民法院

第二十四條　高級人民法院は、院長一人、副院長若干人、廷長若干人、副廷長若干人及び裁判員若干人によつて構成される。

高級人民法院は刑事裁判法廷及び民事裁判法廷を設け、必要なときにはその他の裁判法廷を設けることができる。

第二十五條　高級人民法院は次の事件を裁判する。

㈠法律、法令にそれが管轄すると規定した第一審事件

㈡下級人民法院が裁判を移管してきた第一審事件

㈢下級人民法院の判決及び裁定に對する上訴事件及び抗訴事件

㈣人民檢察院が裁判監督手續にしたがつて提出した抗訴事件

第四節　專門人民法院

第二十六條　專門人民法院は次のものを包括する。

㈠軍事法院

㈡鐵路運輸法院

㈢水上運輸法院

第二十七條　專門人民法院の組織は、全國人民代表大會常務委員會が別に規定する。

第五節　最高人民法院

第二十八條　最高人民法院は最高裁判機關である。

最高人民法院は地方各級人民法院及び專門人民法院の裁判活動を監督する。

第二十九條　最高人民法院は、院長一人、副院長若干人、廷長若干人、副廷長若干人及び裁判員若干人によつて構成される。

最高人民法院は、刑事裁判法廷、民事裁判法廷及びその他の設置を必要とする裁判法廷を設ける。

第三十條　最高人民法院はつぎの事件を裁判する。

㈠法律、法令にそれが管轄すると規定した第一審事件及びそれが自ら裁判すべきであると認めた第一審事件

㈡高級人民法院、專門人民法院の判決及び裁定に對する上訴事件及び抗訴事件

㈢最高人民檢察院が裁判監督手續にしたがつて提出した抗訴事件

第三章　人民法院の裁判人員及びその他の人員

第一節　院長、廷長、裁判員

第三十一條　選擧權及び被選擧權を有する年齡滿二十三歲以上の公民は、選擧されて人民法院長となり、または任命されて副院長、廷長、副廷長、裁判員及び裁判員補佐となることができる。ただし政治的權利を剝奪されたものは除外する。

第三十二條　地方各級人民法院院長は地方各級人民代表大會が選擧し、副院長、廷長、副廷長及び裁判員は地方各級人民委員會が任免する。

省内で地區ごとに設けられた中級人民法院院長及び直轄市内に設けられた中級人民法院院長は、省、直轄市人民代表大會が選擧し、副院長、廷長、副廷長及び裁判員は省、直轄市人民委員會が任免する。

民族自治地方に設けられた地方各級人民法院の院長、副院長、廷長、副廷長及び裁判員は、各級自治機關が選擧しまたは任免する。

最高人民法院院長は全國人民代表大會が選擧し、副院長、廷長、副廷長及び裁判員は全國人民代表大會常務委員會が任免する。

第三十三條　各級人民法院院長の任期は四年とする。

各級人民代表大會は、それが選出した人民法院院長を罷免するの權を有する。

第三十四條　各級人民法院は、必要に應じて裁判員補佐を設けることができる。

地方各級人民法院の裁判員補佐は、一級上の司法行政機關が任免する。最高人民法院の裁判員補佐は、司法部が任免する。

裁判員補佐は、裁判官が職務を執行するのを援助する。裁判員補佐は、その法院の院長が提出し裁判委員會の通過を經て臨時に裁判官の職務を代行することができる。

第二節　人民陪審員

第三十五條　選擧權及び被選擧權を有する年齡滿二十三歲以上の公民は、選擧されて人民陪審員となることができる。ただし政治的權利を剝奪されたものは除外する。

各級人民法院の人民陪審員の定數、任期及び選出方法は司法部が別に規定する。

第三十六條　人民陪審員は、人民法院の職務執行期間中は、それが參加している裁判法廷の構成人員であり、裁判員と同等の權利を有する。

第三十七條　人民陪審員は、人民法院の通知した時間にしたがつて人民法院にいたり、職務を執行しなければならない。

人民陪審員の職務執行期間中は、その工作單位は賃銀を正規に支拂う。賃銀收入のないものには人民法院が適當な補助を與える。

第三節　その他の人員

第三十八條　地方各級人民法院は執行員を設け、民事事件の判決及び裁定の執行事項を處理し、刑事事件の判決及び裁定中財產の部分にかんする執行事項を處理させる。

第三十九條　各級人民法院は書記員を設け、裁判法廷の記錄工作を擔任させ且つその他の關係事務を管理させる。

第四十條　各級人民法院の人員の編制及び事務機構は司法部が別に規定する。

E

中華人民共和國主席令

中華人民共和國人民檢察院組織法は、すでに中華人民共和國第一期全國人民代表大會第一次會議が一九五四年九月二十一日に通過した。ここに公布する。

中華人民共和國主席　毛　澤　東

一九五四年九月二十八日

中華人民共和國人民檢察院組織法

（一九五四年九月二十一日第一期全國人民代表大會第一次會議通過）

第一章　總　則

第一條　中華人民共和國は、最高人民檢察院、地方各級人民檢察院及び專門人民檢察院を設ける。

地方各級人民檢察院は、省、自治區、直轄市、自治州、縣、市、

自治縣人民檢察院に分れる。省、自治區、直轄市人民檢察院は、必要に應じて分院を設けることができる。直轄市及び區を設けている市の人民檢察院は、必要に應じて市轄區人民檢察院を設けることができる。

專門人民檢察院の組織は、全國人民代表大會常務委員會が別に規定する。

第二條　各級人民檢察院は、それぞれ檢察長一人、副檢察長若干人及び檢察員若干人を設ける。

各級人民檢察院檢察長は、各級人民檢察院の職務の執行を指導する。

各級人民檢察院は檢察委員會を設ける。檢察委員會は、檢察長の指導のもとに檢察活動に關係ある重大問題を處理する。

第三條　最高人民檢察院は、國務院所屬の各部門、地方各級國家機關、國家機關勤務員及び公民が法律を遵守しているか否かについて檢察權を行使する。

第四條　地方各級人民檢察院は、本法第二章に規定する手續にしたがつて次の職權を行使する。

㈠地方國家機關の決議、命令及び措置が合法であるか否か、國家機關勤務員及び公民が法律を遵守しているか否かについて監督を行うこと

㈡刑事事件に對して搜査を行い、公訴を提起し、公訴を支持すること

㈢調査機關の搜査活動が合法であるか否かについて監督を行うこと

㈣人民法院の裁判活動が合法であるか否かについて監督を行うこと

㈤刑事事件の判決の執行及び勞働改造機關の活動が合法であるか否かについて監督を行うこと

㈥國家及び人民の利益に關係ある重要な民事事件に對して訴訟を提起しまたは訴訟に參加するの權を有する

第五條　各級人民檢察院の檢察權の行使は、いかなる公民に對しても、民族、種族、性別、職業、社會的出身、宗教信仰、教育程度、財産狀況、居住期間の區別なく、法律の適用においては一律平等である。

第六條　地方各級人民檢察院は、獨立して職權を行使し、地方國家機關の干涉を受けない。

地方各級人民檢察院及び專門人民檢察院は、上級人民檢察院の指導のもとに、且つ一律に最高人民檢察院の統一的指導のもとに活動を行う。

第七條　最高人民檢察院は、全國人民代表大會に對して責任を負い且つ職務の執行を報告する。全國人民代表大會閉會期間中は、全國人民代表大會常務委員會に對して責任を負い且つ職務の執行を報告する。

第二章　人民檢察院の職權行使の手續

第八條　最高人民檢察院は、國務院所屬の各部門及び地方各級國家機關の決議、命令及び措置に違法を發見したときは抗議を提出するの權を有する。

地方各級人民檢察院は、その級の國家機關の決議、命令及び措置に違法を發見したときは糾正を要求する。要求がうけいれられないときは、一級上の人民檢察院に報告し、その一級上の機關に抗議を提出させなければならない。地方各級人民檢察院は、國務院所屬の各部門及び上級地方國家機關の決議、命令及び措置に違法を發見したときは、上級人民檢察院に處理するよう報告しなければならない。

人民檢察院は、違法の決議、命令及び措置に對して、直接、取消、變更または執行の停止を行う權を有しない。

人民檢察院の要求または抗議に對して、關係國家機關は責任をもつて處理し且つ回答しなければならない。

第九條　人民檢察院は、國家機關勤務員に違法行爲のあることを發見したときは、その所屬機關に通知し糾正させなければならない。このような違法行爲がすでに犯罪を構成しているときは、人民檢察院は刑事責任を追究しなければならない。

第十條　人民檢察院は、犯罪事實のあることを發見し且つ確認したときは、刑事事件を提起し、法律に規定する手續によつて搜査を行いまたは公安機關に交付して搜査を行わさせなければならない。搜査終了後、被告人に對して刑事責任を追究しなければならないと認めたときは、人民法院に對して公訴を提起しなければならない。

第十一條　人民檢察院は、その級の公安機關の搜査活動に違法の狀態のあることを發見したときは公安機關に通知して糾正させなければならない。

公安機關の提起した刑事事件で搜査終了後起訴する必要があると認めたものは、法律の規定によつて人民檢察院に審査を移管し、起訴または不起訴を決定しなければならない。

第十二條　いかなる公民に對する逮捕も、人民法院の決定を經たものを除き、人民檢察院の許可を經なければならない。

第十三條　人民檢察院が公安機關の逮捕要求に對して行つた不許可の決定及び公安機關の移管してきた事件に對して行つた不起訴の決定について、公安機關が誤りありと認めたときは、一級上の人民檢察院に對して意見または控告を提出するの權を有する。

第十四條　人民檢察院が公訴を提起した事件については、檢察長またはかれの指定した檢察員が國家の公訴人の資格をもつて法廷に出席し、公訴を支持し且つ裁判活動が合法であるか否かを監督する。人民檢察院の起訴を經ない事件の裁判についても、檢察長は人員を派遣して參加させ且つ監督を行わさせることができる。

人民檢察院が人員を派遣して法廷に出席させなければならないと人民法院が決定したときは、檢察長は自ら出席するかまたは檢察員を指定して出席させなければならない。

第十五條　地方各級人民檢察院は、その級の人民法院の第一審事件の判決及び裁定に對して誤りあると認めたときは、上訴手續にしたがつて抗訴を提出するの權を有する。

第十六條　最高人民檢察院は、各級人民法院のすでに法律的效力を發生した判決及び裁定に對して、上級人民檢察院は下級人民法院のすでに法律的效力を發生した判決及び裁定に對して、確實に誤りあることを發見したときは、裁判監督手續にしたがつて抗訴を

提出するの權を有する。

第十七條　最高人民檢察院檢察長は、最高人民法院裁判委員會會議に列席し、裁判委員會の決議に不同意のときは、全國人民代表大會常務委員會に審査處理を申請するの權を有する。

地方各級人民檢察院檢察長は、その級の人民法院裁判委員會會議に列席するの權を有する。

第十八條　人民檢察院は刑事判決の執行を監督し、違法の狀態のあることを發見したときは執行機關に通知し糾正させなければならない。

人民檢察院は、勞働改造機關の活動を監督し、違法の狀態のあることを發見したときは、主管機關に通知し糾正させなければならない。

第十九條　人民檢察院は、檢察の職務を執行するために、人員を派遣して關係ある機關の會議に列席させ、關係ある機關、企業、協同組合、社會團體に對して必要な決議、命令、公文書またはその他の文書を檢閲するの權を有し、關係ある機關、團體及び人員はすべて人民檢察院の要求にもとづき材料を提供し及び說明を行うの義務を有する。

第三章　人民檢察院人員の任免

第二十條　最高人民檢察院檢察長は、全國人民代表大會が選擧し、任期は四年とする。

最高人民檢察院副檢察長は、全國人民代表大會常務委員會が任免する。

最高人民檢察院檢察員及び檢察委員會委員は、最高人民檢察院檢察長が全國人民代表大會常務委員會に任免を申請する。

第二十一條　省、自治區及び直轄市の人民檢察院の檢察長、副檢察長、檢察員及び檢察委員會委員は、最高人民檢察院が全國人民代表大會常務委員會に許可を申請して任免する。省、自治區、直轄市の人民檢察院分院及び縣、市、自治州、自治縣、市轄區の人民檢察院の檢察長、副檢察長、檢察員及び檢察委員會委員は、省、自治區、直轄市の人民檢察院が最高人民檢察院に許可を申請して任免する。

第二十二條　各級人民檢察院の人員編制及び事務機構は、最高人民檢察院が別に規定する。

（一九五五・二・一〇）